

「徳島県プラチナ保健師」事業実施要領

1 目的

災害への備えや県民の健康増進等を充実するため、永年培った知識や技術を有する退職した保健師を「徳島県プラチナ保健師」として登録し、地域の災害活動支援や保健活動をサポートすることで、自らの専門性を社会貢献に役立てるとともに「生涯保健師」の活動を支援することを目的として実施する。

2 活動内容

(1) 災害時の保健活動支援

市町村等と連携を図り、平時から「災害訓練」に参加する等、地域住民との関係を作るとともに、災害発生時には「避難所や福祉避難所」において、避難住民の健康管理・心のケアを行い、避難所等の関係者との調整を行う。

(2) 平時の活動

① 地域保健活動支援

高齢者や子ども等の生きがいづくりや健康づくりを支援する。

② 市町村等の保健事業の支援

市町村等が実施する保健事業の支援を行う。

③ 地域の各種計画や各種審議会等への参加

各種計画や審議会に参加し、住民のニーズにあった施策への提言を発信する。

(3) その他

県民の健康増進に寄与する活動

3 事業実施方法

(1) 県が徳島県内の退職した保健師（保健所・市町村等）に対し事業の周知を行い、登録を希望する者が様式1により、県に申し込む。

(2) 県が様式3により「徳島県プラチナ保健師」として登録する。

(3) 県から市町村等各関係機関に「徳島県プラチナ保健師」登録名簿を周知する。

(4) 関係団体から「徳島県プラチナ保健師」に連絡をとり、ボランティア活動（有償・無償）を実施する。

(5) 県から、災害関係等活動に必要な研修会や資料の情報提供を適宜行う。

(6) 毎年、年度末に「活動状況調査」を医療政策課が行う。

(7) 「徳島県プラチナ保健師」を辞退するときは、様式2により県に提出する。

4 「プラチナ保健師」登録名簿の周知関係団体

(1) 県内市町村（窓口：保健福祉担当）

(2) 県（保健福祉部担当課・保健所・福祉事務所、危機管理部）

(3) 各社会福祉協議会

(4) 各教育委員会

(5) 各消防本部

(6) 公益社団法人 徳島県看護協会